

令和7年度紫波町内部統制評価報告書

町は、次のとおり紫波町内部統制に係る報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

紫波町内部統制基本方針（令和2年10月12日策定）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

当町の内部統制は、内部統制におけるそれぞれの取組が一体となって機能することにより、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する潜在的なリスク及び環境変化に伴い新たに生じるリスクについては、その発現を防止するため、内部統制の取組の見直しを適宜行っています。令和7年度においては、新たに電子決裁・文書管理システムが導入されたことに伴い、内部統制体制の全体的な見直しを図るとともに、より効果的な運用となるよう取組の改善を行いました。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、基本方針2に規定する対象事務「財務に関する事務」に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により対象事務「財務に関する事務」の中から選定した事業について評価を実施したところ、評価基準日において重大な不備に当たる事案はなく、また、内部統制の取組が職員に定着し、各所属において推進されていると評価しました。このことから、町の内部統制は有効に整備され、運用されていると判断しました。

しかしながら、書類検査の中で書類作成上の不適事項が確認されたほか、電子決裁・文書管理システムが導入され、文書事務の方法が大きく変化したことへの認識の欠如により、不適事項が発生した事務の傾向の変化や、事務効率化の観点から改善しなければならない課題が確認されました。また、内部統制のルールを独自に解釈して事務処理が行われた事例や、内部統制に定められたルールによる事務処理が行われなかった事例も確認されました。

このことから、今回の評価結果を踏まえて、内部統制の取組の見直しを行うとともに、職員研修の実施や全庁的な事例の共有、変更内容の十分な周知と注意喚起、必要に応じたマニュアルの見直しなどにより不適事項の解消に向けた取組を継続するとともに、財務に関する事務の適正な執行のため、職員のコンプライアンスの醸成、適切な組織マネジメントの実施等についても、全庁で情報共有、連携しながら対策を検討してまいります。

4 重大な不備の是正に関する事項

重大な不備に当たる事案は確認されませんでしたので、記載すべき事項はありません。

令和8年7月17日

紫波町長

鎌田 千市